

令和 5 年度デザイン産業振興事業
「デザイン経営推進事業」運営業務
企画提案説明書（仕様書）

1 業務名

「デザイン経営推進事業」運営業務

2 事業の背景と目的

（一財）さっぽろ産業振興財団では、デジタル化やグローバル化により人々の価値観がスピーディに変化している社会の中、持続的で変化に対応できる企業の成長が必要であると考えており、札幌市内において商品・サービスや企業の付加価値向上に寄与するデザイン経営¹に取り組む企業を増やすことで、市内中小企業の経営力を強めることを目指している。

企業がデザイン経営を効果的に進めていくためには、製品やサービスの開発、ブランド戦略、顧客体験の向上など、ビジネスのさまざまな側面において、組織内のデザインチームや外部のデザイナーと経営陣が共に事業戦略の構築段階から連携し、顧客ニーズを満たすデザイン²の戦略的な導入を促進する必要があると認識している。

そこで、本事業は、企業におけるデザイン経営の理解や実践力を高めながら、今後の効果的なデザイン経営の推進に繋げていくことを目的としたプログラムを実施するものである。

また、当財団が今後のデザイン経営の推進に向けて効果的な手法を得るために実施するものである。

¹デザイン経営：デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法

²デザイン：問題を解決に導くために、問題の本質を掘り下げ、概念やしくみを論理的に設計し表現する広義のデザインのことを指す。

3 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 27 日（水）まで

4 業務内容

受託者は、企業及びデザイナーがデザイン経営を推進するための効果的なプログラムを企画立案し、運営を行うものとする。また、今後のデザイン経営の推進手法についての提言を行うものとする。

なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者が協議し、調整するものとする。

(1) 企業及びデザイナーを対象とした効果的なプログラムの企画・運営

ア 業務概要

企業及びデザイナーに対しデザイン経営の浸透及び理解促進を図るとともに、企業に対してはデザイン経営を実践するきっかけを、デザイナーに対してはデザイン経営に参画するきっかけをつくる効果的な機会をプログラムとして企画立案し、運営を行う。

イ 提案内容及び留意事項

(ア) 企業及びデザイナーを対象とした連続プログラムの提案（共通）

- ① プログラムのねらい、目標、内容、講師、開催方法（セミナー、講義、ハンズオンワークショップ等）、1コマの時間設定やスケジュール等を提案すること。

なお、デザイン経営において、企業はデザイン活用についての理解を、デザイナーは経営に関する理解を深める必要があるため、プログラムの立案においては、デザイン経営の導入事例及びその効果、デザイン経営の道筋・進め方等について、参加者の理解が深まるようなプログラムになるよう工夫をすること。

- ② プログラムのコマ数は、企業とデザイナー別に10コマ程度（合計20コマ程度）とする。ただし、プログラムの内容や開催時期等を鑑みて、より効率的かつ効果的な提案となる場合、企業とデザイナーを対象に共通の内容でプログラムを組むことができる。
- ③ プログラムの開催方法は、対面で行うこととする。ただし、より効率的かつ効果的な提案となる場合、オンラインによる開催も可能とする。

(イ) 企業を対象とする連続プログラムの留意事項

- ① プログラムの内容は、デザイン経営の効果や手法等について理解が深まることを重視すること。
- ② 対象企業は、札幌市内に本社、支社、営業所、事務所があることとする。ただし、広く開かれた講義やセミナー等を開催する場合には、対象を限定しない。
- ③ プログラム1コマにつき、10社以上の参加を想定する。

(ウ) デザイナーを対象とした連続プログラムの留意事項

- ① プログラムの内容は、デザインワークとビジネス成約の関連性について理解が深まることを重視すること。
- ② 対象デザイナーは、主に札幌市で活動しているデザイナーとする。ただし、広く開かれた講義やセミナー等を開催する場合には、対象を限定しない。
- ③ プログラム1コマにつき、10人（社）以上の参加を想定する。

(2) 全体業務の管理・運営

ア 業務概要

プログラム対象者の募集及び応募者の受付管理、講師との調整等、事業全体の管理運

営を行う。また、本事業の目的と内容が対象者に効果的に伝わるような事業のブランディング及び周知を行う。

イ 提案内容及び留意事項

(ア) 本事業全体の進行管理の方法及びスケジュール概要の提案

(イ) プログラム対象者の募集及び応募者の受付管理方法の提案

- ① 応募者の受付方法を具体的に提案すること。なお、オンラインでの受付も可能とすること。
- ② 本事業に係る企業情報・個人情報、受託者が管理すること。
- ③ 本事業の問い合わせ窓口として「運営事務局」を設け、相談・問い合わせが受けられる体制を整えること。
- ④ 応募の状況、問い合わせ内容等については、委託者と随時共有すること。

(ウ) 本事業を効果的に伝える周知ツール及び周知方法の提案

- ① 特設ランディングページ（以下「LP」という。）の制作、および当財団 HP のトップ画面用バナー（833px×450px）制作を盛り込むこととする。ただし、LP のサーバに関しては、当財団が管理運営するサーバを利用すること。
- ② 周知先については、本事業の意図を汲み取り提案すること。

(3) 事業実施後の報告及び提言

ア 業務概要

参加企業及びデザイナーへのアンケート調査や実施結果の検証等をもとに、事業の効果分析等を行うとともに、今後の効果的なデザイン経営の推進に繋がる提言を行う。

イ 提案内容及び留意事項

(ア) 事業実施後の報告及び提言に向けた調査項目及び調査方法の提案

- ① 調査項目に関しては、今後の提言に活かされることを考慮して提案すること。
- ② その他、デザイン経営の推進に繋がる提言を充実したものにするために、事業の検証や効果分析において有用な取組があれば提案すること。

(4) 会場及び費用に関すること

ア 講師の謝金及び旅費宿泊費は、委託費に含めることとする。

イ プログラムで使用するテキストや配布物等の制作費（印刷費含む）は、委託費に含めることとする。

ウ プログラムの実施において、オンラインツールを活用する場合は、その運営に係る費用を委託費に含めることとする。

エ 開催場所は自由提案とするが、札幌市産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を無償で使用することが可能である。

オ 周知ツール及びLP 制作、管理運営に係る費用を委託費に含めることとする。

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、業務概要をまとめた実施報告書（A4 版）2 部及び実施報告書を保存したデータ一式を DVD 又はパスワード付の電子メール等にて提出すること。実施報告書は、実施したプログラムの記録写真（各コマごとに 10 枚以上）、事業の概要がわかるよう、仕様書に沿ってわかりやすくまとめること。また、実施報告書には、効果分析、改善点、課題等を含めることとし、今後の効果的なデザイン経営の推進に繋がる提言を記載すること。

提出期限：令和 6 年 3 月 27 日（水）

6 委託料の支払い

委託料には本業務を遂行するために必要な経費を含み、原則として業務完了後に一括して支払う。

7 環境への配慮

本業務においては、環境負荷軽減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

8 その他特記事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(4) 再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただ

し、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(5) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(6) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号 札幌市産業振興センター内
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 クリエイティブ産業振興課 担当：岡田・伊藤
電話：011-817-5711 E-mail: info@creative-sapporo.jp